

北広島町立新庄小学校いじめ防止基本方針

令和 6 年度

「人と学びが“つながる”学校」
「みんなの笑顔があふれる楽しい学校」



これは、児童・家族・地域の方々、すべての人々の心からの願いです。この願いを実現するためには、命や人権に係る「いじめ」を絶対に許してはいけません。この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を推進するために定めたものです。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場によって行います。一度のからかいや悪口、仲間はずれといった行為であっても、児童が精神的な苦痛を感じたものであれば、「いじめ」としてとらえ、指導することが必要です。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない行為」であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ② 「いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得る」「いじめは、大人には見えにくく、発見することが難しい」という認識をもち、児童の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- ③ 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念のもと、その子の立場に立った親身な指導を行う。

3 いじめの未然防止～いじめを生まない風土づくり～

(1) 生徒指導の三機能を生かした授業づくり

一人一人を大切にしたい、わかりやすい授業づくりに努めます。

めざしたい授業です		具体的には、次のような授業です
自己決定の場を与える授業	自ら課題を見つけ、それを追究し、自ら考え、判断し、豊かに表現できる授業	- 考える時間を十分に確保したり、考えをもてるように視点を示したりしている。 - 自分の考えや思考過程が分かるようなノートやワークシートの取り方を指導している。 「めあて」に対応した「まとめ・振り返り」を自分の言葉で書かせるようにしている。
自己存在感を与える授業	児童一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業	- 児童の学習意欲を引き出す導入を工夫し、学びたくなる学習課題（めあて）を提示している。 - 協力して学習できるように、ペア・グループ学習を積極的に取り入れている。 - 一人一人のつまずきや誤答を生かしながら、個に応じた支援を行っている。
共感的人間関係を育む授業	お互いの考えや思いを認め合い、学び合い、共に高まることができる授業	- 友達の意見に対して、うなずきや相づち等の反応を示しながら、最後まで聴き合っている。 - よい姿や頑張っている姿をほめ、好ましくない行為について正すことを心掛けている。 - 児童一人一人の発言をつなげ、集団での深い学びにつながるように促している。

(2) いじめを許さない風土づくり

学校全体に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気をつくるために、日頃から学校朝会や学級朝会、道徳科等でいじめ問題を取り上げて、児童自身に考えさせます。

【全校朝会の話】（校長の話）

日本国憲法や法律は、みんなが幸せに生きていくための決まり事が示されています。憲法や法律は、大人も子供も必ず守らなければなりません。その中に「いじめ防止対策推進法」という法律があります。一言でいうと「人の体や心を傷つけるいじめを絶対にしてはいけません」ということです。いじめは「冷やかす・からかい・悪口やおどし。仲間はずしや無視。物を隠される。叩かれる・蹴られる等」です。ひどいじめの場合は犯罪として警察に相談・通報しなければいけません。自分はいじめするつもりではなくても、相手はいじめられたと思うことがあるかもしれません。それは法律上、いじめになります。

みんなが安心して過ごせる楽しい新庄小学校にするためには、いじめを絶対に許してはいけません。これからは、もっともつと友達の気持ちを考えて生活していきましょう。「自分がされて嫌なことはほしくないこと」「自分がされて嬉しいことを進んですること」を実行していきましょう。

もし、いじめをしてしまった時は、素直にその事を認め、二度といじめをしない人間に成長してほしいです。素直に認める事は勇気ある行動です。自分がいじめられていると思ったら、我慢することなく「やめて！」と言ったり、すぐに先生やお家の人に相談したりして下さい。先生たちは全力で守ります。また、誰かがいじめられていると思ったら、すぐに注意をしましょう。もし注意できない時は、すぐに先生やお家の人に相談して下さい。

これからは「その日にあった嫌なことは、その日のうちに解決すること」を大切にしましょう。

学校便りに掲載し、保護者・地域の方にも一緒に考えて頂きます。



(3) 特別活動を中心とした取組

- ① 「縦割り班遊び」「清掃活動」の活動を通して、高学年としてのリーダーシップを発揮させます。また、高学年は低学年に対する思いやりの心を、低学年は上級生に対するあこがれの心を育てていきます。



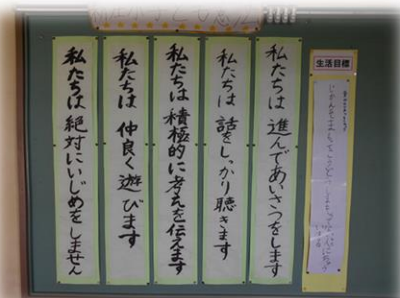
▲「にこにこ縦割り班遊び」

- ② 「学級活動」「児童会活動」を通して、生活上の諸問題を話し合っ解決する経験をさせ、自らの生活を見つめ、よりよい生き方を求めて主体的に行動する児童を育てていきます。



▲児童集会「人権集会」

ぼくたちは、いじめをなくすために、友達を誘いあって遊びます。いけないことをしたら、「ごめんね」と謝ります。…



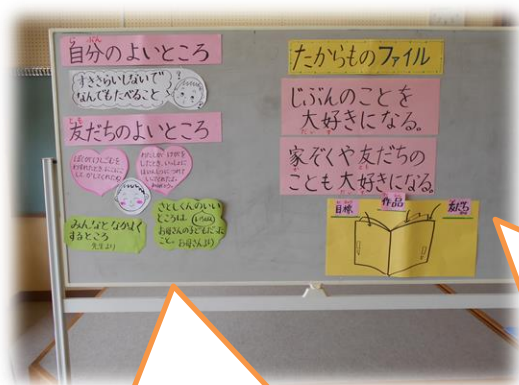
▲児童会「新庄子ども憲法」

- ③ 学校行事や体験活動では、ゴールイメージを持たせながら、一人一人に目標を持たせて取り組ませて、自分の成長を実感させます。児童に任せられることは、信じて任せて最後まで、やりきらせることで、成就感や達成感を味わわせます。



▲赤米の田植え「新庄のはやし田」

- ④ 全校ぐるみの取組 part I 「宝物ファイル・全校表彰・成長ノート」(宝物をみつける！みがく！ふやす！)を行うことで、児童の自己肯定感を高めていきます。



「キャリアファイル」には、「自分にとっての宝物」をどんどん入れます。すると「自己肯定感」という自分で自分を認める力が育つため、徐々に自信を持つことができます。心の栄養源と言われる、友達・家族・先生からの温かい言葉等が入っているからです。「お互いのよさや頑張りを認め合う中で、いじめ問題まで一掃されるという効果がある」と言われています。

「キャリアファイル」で、自分のことを大好きになる！家族や友達も大好きになる！

- ⑤ 全校ぐるみの取組 partⅡ「いいところ見つけ」「やさしさビンゴ」を行うことで、児童の自己肯定感を高めていきます。



※各学級では「ありがとうの木」「ふわふわ言葉」「ほめ言葉のシャワー」等の取組によって、互いのよさや頑張りを認め合い、友達とのつながりを深めます。

- ⑥ 「**当たり前のことを当たり前に行えること**」(凡事徹底)にこだわりを持って、粘り強く指導し、みんなが気持ちよく学校生活を送れる基盤をつくります。
また、相手のことを考えて行動できる力や、ルールやマナーを守る規範意識を育てていきます。

【凡事徹底3プラス α 】…挨拶返事・傾聴姿勢・真心掃除
＋整理整頓・無言集合・時間厳守・右側通行・靴揃え



▲仲良く遊ぶ！



▲しっかり聴く！



▲黙って集まる！

4 **いじめの早期発見** ～児童の様子を敏感にキャッチ～

- (1) 休み時間や昼休み、放課後等の雑談等の機会に、児童の様子をよく観察します。「いじめではないか」という疑問をもち、複数の教職員で関わっていきます。
- (2) 学期に1回は「いじめ発見チェックリスト」等を活用して、小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 教室等に「いじめ相談窓口」の掲示をし、日常的に相談できる体制をつくります。児童が悩み等を打ち明けられるよう信頼される人間関係づくりに努めます。
- (4) いじめ等の訴えや相談が児童や保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確・迅速に行います。
- (5) 職員暮会（水・金）では、児童や学級の様子や実態について情報交流し、共通理解を図ります。
- (6) 気になることがあれば、早めに家庭連絡や家庭訪問を実施します。保護者との連携を密にし、一緒に取り組みます。
- (7) 学期に1回は「児童・保護者いじめアンケート」「個別面談」（担任及び教頭・養護教諭・スクールカウンセラー）を実施し、児童の実態把握に努めるとともに、全教職員で共有します。



5 いじめの早期対応の基本的な流れ ～迅速かつ組織的に対応～

いじめを把握したら、抱え込まずに速やかに「生徒指導担当」「管理職」に報告
「いじめ防止委員会」（情報共有・対応検討）を立ち上げ、組織的に対応

正確な実態	指導体制・方針	児童への指導・支援	今後の対応
○当事者双方から丁寧に事実関係を聞き取り、記録する。 ○被害児童側と加害児童側に隔たりがある場合は、周囲の児童からも事実関係を丁寧に聴き取る。 ○関係教職員と情報を共有しながら、事実関係を正確に把握し、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。 ○いじめの認知については「いじめ防止委員会」によって行う。 ※「いじめ防止委員会」は、原則として校長・教頭・教務主任・保健主事（養護教諭）・生徒指導担当・該当児童の担任とする。	○「いじめ防止委員会」で、指導方針・対応等を明確にする。 ○対応する教職員の役割分担を考える。 ○臨時職員暮会で、全教職員の共通理解を図る。 ○いじめを認知した時点で教育委員会に一報を入れる。必要に応じて警察等の関係機関との連携を図る。 【重大事案への対応】 ※児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態については、「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、教育委員会に報告して適切な対処や調査を迅速に行う。	○「いじめ」の相談や訴えに、真摯に耳を傾け、被害児童や知らせてきた児童の安全を確保し、心配や不安を取り除く。 ○「いじめは絶対に許されない」との毅然とした態度で指導する。 ○被害児童の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行う。 ○加害児童には反省指導を丁寧に行い、謝罪の会を行う。 ○加害児童が抱える問題や背景にも目を向けて支援する。 保護者との連携 ○家庭訪問等により、事実関係と指導内容について伝え、今後の連携方法等について話し合う。	○いじめに同調したり、はやし立てたりする行為もいじめに加担することであることを学級指導する。 ○加害児童・被害児童ともにカウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。 ○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営・学校経営を行う。 ○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識して、継続して十分な観察を行い、折にふれて必要な指導を行う。

《家庭が果たす役割》 いじめの未然防止のためには、家庭教育も極めて重要です。いじめの基本的な考え方を家庭でも徹底することや、家庭の中での深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保が重要です。

いじめ早期発見チェックリスト

いじめ問題を解決するには、いじめの小さなサイン（言葉、表情、態度、行動等）を見逃さず、早期に対応する必要があります。もし「いじめ」があれば、毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度が現れます。

《気をつけるポイント》

いじめられている児童が、
言いにくい理由として、
「家の人に心配をかけたくない。」
「いじめられたことを言ったことが
分かると、いじめがひどくなる。」



いじめた児童は、いじめと認識せず、からかいやいたずら等遊び半分でやることが多い。
「被害者が平気そうなので大丈夫。」
「悪いのは自分だけではない。」

《児童の出すサイン》

- ☐ 朝になると、腹痛等身体の具合が悪くなる。
 - ☐ 食欲がなったり、口数が少なくなったりする。
 - ☐ 学校や友達のことを話さなくなる。
 - ☐ 学習時間が減る。宿題をしなくなる。
 - ☐ 持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
 - ☐ 教科書やノートに落書きをされている。
 - ☐ 金品を持ち出す。
 - ☐ 必要以上にお金をほしがったりする。
 - ☐ 衣服に汚れや破れが見られる。
 - ☐ 些細なことでイライラする。
 - ☐ 人や物に八つ当たりする。
- 等

- ☐ すぐかっとなって、暴力を振るう。
 - ☐ 言葉遣いが荒くなる。
 - ☐ 友達に軽蔑した口調で話す。
 - ☐ 買った覚えのない物を持っている。
 - ☐ 与えたお金以上のものをもっている。
- 等

※チェック項目は参考例です。お子さんやご家庭の実態に応じて活用下さい。

子供にとって、「いじめ」はなかなか話しにくいもの。だから、周りの大人が「あれ？もしかして…」と気づいてあげることが大切です。

- ◇ お子さんのよき相談相手になって、思いを受け止めてあげましょう。
- ◇ 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- ◇ いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- ◇ お子さんに対して「大したことではない」「弱いからいじめられる」「あなたにも悪いところがある」等の言葉は慎みましょう。

ご家庭で悩まずに、心配なことや気になる

ことは、遠慮なく学校へご相談ご連絡ください。

※「新庄小学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組にするために、必要に応じて検証及び見直しを行います。

